

第4期認定研修(神戸会場)実施要項

一般社団法人日本財産管理協会

研修及び認定規則第8条に基づき、平成26年度実施する認定研修(神戸会場)(以下、「本研修」という。)を実施するため必要な事項を次のとおり定める。

記

1. 名称

本研修は、「第4期認定研修(神戸会場)」と称する。

2. 実施目的

本研修は、財産管理業務を行うにあたり必要とされる十分な知識の修得を通じて、その職務遂行能力の向上と職能倫理の保持をはかることを目的として実施する。

3. 研修の実施及び方法

本研修は当協会が単位制により実施するものとし、1講あたり2.5単位とする。

4. 研修の内容

(1) 会場：三宮研修センター

(2) 募集定員：160名(申し込み先着順)

(3) 受講料：20,000円(個別受講申込はできません)

但し、前回までの認定研修一括申込をした者で、未受講回に相当する講義を受講しようとする者は、当該講義のみを受講することができる。この場合の受講料は一講義5,000円とする。

(4) 日程、テーマ及び講師(予定)

平成26年11月15日(土)

13:00~13:20 開講式・研修ガイダンス

13:30~16:00 第1講(規則31条業務について：鯨井康夫司法書士)

16:15~18:45 第2講(民事信託の実務：岡根 昇司法書士)

平成26年11月16日(日)

9:30~12:00 第3講(遺言執行の実務：藤井伸介弁護士)

13:00~15:30 第4講(相続財産管理人・不在者財産管理人の実務
：藤井伸介弁護士)

平成26年12月 6日(土)

13:00~15:30 第5講(会社顧問業務の実際：稲垣裕行司法書士)

15:45~18:15 第6講(事業承継の実務：和田 努司法書士)

平成26年12月 7日(日)

9:30~12:00 第7講(任意売却の実務及び限定承認を活用した
清算実務：佐藤純通司法書士)

13:00~15:30 第8講(財産管理と税務
：井村 登公認会計士・税理士)

5. 受講対象

- (1) 本研修は、司法書士会に登録入会している者を対象として実施する。
- (2) 司法書士試験合格者で司法書士会に入会していない者が受講しようとするときは、研修及び認定規則第4条第2項に基づき、聴講を許可することができる。

6. 優先受講

- (1) 当協会会員に対しては、一般募集に先立ち申し込みを受け付けることとする。
- (2) 上記のほか、理事会の決定により特定の団体から受講生を受け入れることができる。

7. 申込方法及び申込期間

当協会所定の受講申込書に必要事項を記載して当協会事務局までFAX送信の方法により下記期間内に申込みものとする。

受講申込書は、当協会ホームページ「研修会のお知らせ」ページからダウンロードしてご利用ください。

会員受付開始日	平成26年 9月 8日(月)
一般受付開始日	平成26年 9月24日(水)
受付締切日	平成26年10月24日(金)

受付締切日前であっても、定員に達し次第申込を締め切らせていただきます。

8. 受講の確定

申込を受理したときは、すみやかに受講の可否を確定し、その旨及び受講料の納付方法等必要な事項を受講確定者に通知することとする。

9. 修了認定及び登録

- (1) 当協会は、本研修に参加した者に対して、次の基準により修了認定を付与するものとする。

- ① 20単位を取得した者
- ② 15単位以上を取得し、未受講講義について、レジュメ等を精読しレポートを提出した者

なお、取得単位数が15単位に満たない者については、当該者が次期以降の認定研修において、未受講講義に相当する講義を受講し併せて前記基準を満たした場合、修了認定を付与するものとする。

- (2) 修了認定を受けた当協会の会員で、理事会で定める一定の要件を具備した者は、別に定める様式をもって申請することにより、当協会が設置する資格登録簿に登載を受けることができる。

- (3) 登録の有効期限は、登録をした日から5年を経過する日とする。

10. 研修単位の付与

当協会は、日司連会員研修実施要領に基づき、本研修の全日程終了後、受講者が所属する司法書士会に対して、単位付与の対象となる研修としての認定及び単位付与の申請をするものとする。